

権利擁護の推進

～身近な地域での権利擁護ネットワークづくり～

地域包括支援センターの機能強化や市町村障害者虐待防止センターの設置など、市町村域での権利擁護相談支援体制が整備される一方、認知症高齢者の増加や障害のある方の地域移行の推進を背景に、判断能力が十分でない方への支援の充実・拡大が求められています。

そこで今回は、権利擁護相談を取り巻く現状と支援ネットワークづくりについて探ります。

Aさんの事例 「友人からの金銭搾取」

軽度の知的障害がある30代のAさんは、特別支援学校を卒業後、小さな工場で勤務していました。両親が亡くなり、親族はグループホームへの入居を勧めましたが、Aさんは「自由に暮らしたい」とアパートで一人暮らしを始めました。

一人暮らしにも慣れてきたころ、Aさんは街中で同世代の男性に声を掛けられ、親しくなりました。それまで友人と呼べる存在のいなかったAさんは「男性が喜んでくれるから」とお金を渡すようになり、夜中まで出歩き、仕事も休みがちになりました。職場の同僚や隣人はAさんの変化に気づいていましたが「余計なお世話かもしれない」とAさんに声を掛けませんでした。

やがて消費者金融会社に連れて行かれたAさんは、仕組みも分からないうちに契約書にサインをしてしまいました。その後すぐ、男性は現金を持って行方をくらまし、Aさんには数十万円の借金が残りしました。Aさん宅に届いた督促状をみた親族は驚いて、相談窓口駆け込みました。



制度・サービスだけで 本人の思いをくみ取れるか

判断能力が十分でない高齢の方・障害のある方を権利侵害から守るために、福祉サービスの整備とともに成年後見制度や日常生活自立支援事業など、権利擁護の仕組みづくりが進められ、虐待の早期発見・予防のための法体制も整備されてきました。一方で、本会が昨年度に行った課題把握調査では「成年後見人の養成」「日常生活自立支援事業の対象者拡大」について提言があり、権利擁護の制度やサービスを利用しやすく、身近な地域の相談支援体制づくりに向けた意見が挙がっています。

ところで、事例のAさんはなぜ、男性に言われるままにお金を渡してしまっただけでしょうか。「障害により判断能力が十分になかった」ためでしょうか。Aさんの様子からは、友人を求める気持ちや人を喜ばせたいという思いがあること、一方で社会生活体験の少なさから、人との付き合い方が分からない・職場の同僚や隣人などに関わりを持ちづらい状況がみえてきます。

Aさんの権利擁護のためには、制度やサービスを適切に活用することで権利侵害から守ると同時に、Aさんの抱えている思いや、問題の背景にある生活のしづらさに目を向けて

いかなければなりません。

このような権利擁護相談支援の必要性に対し、地域の相談支援機関からは「現行の制度やサービスでは、相談支援活動の報酬への反映が必ずしも高くない」「限られた職員数でさまざまな事業を実施しなければならぬため、相談支援に十分な時間をかけられず、本人の思いや問題の背景に寄り添うことができない」といったジレンマがきかれます。

こうした現状を、地域の関係機関が権利擁護の視点を共有し、ネットワークを組むことで少しでも解決していこうと、海老名市では市社協が中心になって取り組みを始めました。

本人の生活全体をみる

～海老名市社協の視点

昨年、海老名市社協の海老名あしんセンターに「障害のある方の金銭管理をサポートしてほしい」と、日常生活自立支援事業の利用相談が寄せられました。その後、センター担当者が本人の意向や状況等を確認した結果、サービスの利用契約は見送られることになりました。

この時点で、本人との関わりは終了することになるはずでしたが、地域福祉課長の白倉博子さんは「事業の利用者にはならなかったが、相談を受ける中で、この方が地域で今後どのように生活していくのが気に

なった」ため、支援関係者の集まるケース会議への参加を継続しました。すると会議の中で、朝のゴミ出しなど、既存のサービスでは対応が難しい日常生活上の困りごとがあることが挙げられました。そこで地区社協のボランティアに相談してみたところ、早速、協力してくれることになりました。「制度やサービスの対象かどうかという目線で生活課題を捉えるのではなく、その方の生活全体を見ることの必要性を強く実感した」と白倉さんは語ります。

声にならない声をつなぐ

「権利擁護ネットワークえびなネット」の取り組み

「地域には、同じように生活のしづらさを抱えた人がいる。その声は待っているだけでは届かない」と考えた白倉さんは、市内の高齢・障害分野の相談支援機関や成年後見の関係者、行政機関に呼び掛けて、平成23年度に「権利擁護ネットワークえびなネット」を立ち上げました。

地域に埋もれている、声にならない声々をくみ取るために「地域の関係者一人ひとりが権利擁護の視点を持ち、それぞれの立場で気づき、発信し、つながりあうこと」を目指すネットワークは、手探りながら2年目を迎え、参加者がおのこの立場から感じる地域課題を発信し合う場

「権利擁護ネットワークえびなネット」立ち上げ時の構想図



となつていきます。さらに本年度からは、福祉サービス利用者にとつて、より身近な存在である介護支援専門員や障害福祉事業所の職員に向け「地域づくりネットワーク研修」も開始しました。専門分野や所属事業所を越えて参加者が、顔が見えるつながりをつくることを初期の目標とし、小グループでの事例検討を中心とした連続講座を開催しています。企画に協力している障害者地域活動支援センター結夢所長の谷岡裕子さんは「『困難事例』と思われる事例が、グループ検討を通して支援の方向が見え、『困難事例』で



「〇〇の相談を受けたら、「この人」とつながってほしい！」*権利擁護つなぎ人講座をきっかけに、地域の関係者の輪が広がっています。

はなくなっていく過程を体験できた。一人で抱え込まず、関係者と連携した支援を考える重要性を再確認できる場だった」と感想を寄せています。

海老名市社協では、個別支援の視点から出発したこれらの権利擁護ネットワーク活動と、地域の課題を地域住民自身で解決していくための地区社協活動を連動させ、誰もが安心して自分らしく生活できる地域づくりを進めたいと考えています。

制度のはざまを埋める ネットワークによる支援

制度やサービスがどれだけ充実しても、それらには必ず限界があります。特定の支援機関・支援者が本人の生活全般にわたる支援のすべてを担えるわけはありません。制度やサービスの隙間・はざまを埋めてい

くには、関係者が「本人の生活」を主眼に置いてネットワークを組み、地域の住民活動とつながり合って本人を支えていくことが大切です。暴力や金銭搾取などの権利侵害からの保護・救済は、権利擁護の根底にあるものであり、福祉サービスの提供者にとつては何をおいても取り組まなければならない極めて重要な課題です。こうした優先度の高い課題の解決のために、地域の支援者がネットワークを組んでいくことが第一のステップです。そして、そのネットワークを生かし、「社会とのつながりの中で、自分らしく生きる」ための積極的な権利擁護につなぐことを目指し、福祉関係者だけで抱え込まず、地域につながる意識を持つことが重要です。

本会かながわ権利擁護相談センターでは、さまざまな相談支援機関や専門職と地域住民活動とがつながっていく大切さに気づき、それぞれの立場で発信し合うためのネットワークづくりを「市町村権利擁護推進センター機能」として、県内4カ所の地域と協働で取り組んでいるところです。

地域を基盤に、福祉等の専門職と地域住民が「積極的な権利擁護の担い手」として協働していくことが求められます。

(かながわ権利擁護相談センター)